

納付金・標準保険税率のシミュレーションの前提条件について

今回の試算に当たり、以下の点について考慮する必要があります。

- 今回の第1回試算は、システムの検証テストを兼ねた練習であり、平成28年度予算のための仮係数を使用しているため、平成29年度の推計としては今後十分な精査が必要です。
- 国からは、12月末に国から示される本係数で再算定をすると数値が大きく動くと思われる旨の説明がされています。
- 試算は、現行制度を前提に平成29年度の国保医療費給付費を推計して、国保事業費納付金相当額や市町村標準保険税率等の試算を行っています。平成30年度以降の公費は含まれていません。
- 市町村から提供されたデータについては、ファイル要件としてのエラーがなくなった状態で試算しておりますが、市町村において提供されたデータの数値の捉え方が異なるため、今後精査が必要です。
- 保険給付費（一般分） 511,622,698,587円
後期高齢者支援金等（一般分） 93,850,443,082円
介護納付金（一般分・退職分） 35,629,840,101円
で見込まれています。
- 医療分について、 $\beta' = 0.5$ 、 $\beta =$ 埼玉（1.118）、 $\beta' = 1.5$ の3通り作成しています。
- 医療分、後期高齢者支援金分は一般被保険者分で退職被保険者分は含んでいません。介護納付金分は一般被保険者分・退職被保険者分です。
- 算定可能な都道府県繰入金（2号分）は、平成27年度実績額を参考として、平成29年度見込額に按分しています。
- 都道府県繰入金（2号分）激変緩和分は、今回の試算には算入されていません。

- 「納付金の第1回シミュレーションについて」
各市町村の現行制度による拠出額は、平成29年度県全体納付金総額を各市町村の平成28年度保険財政共同安定化事業拠出金見込額の割合で按分して算定しています。

- 「標準保険税額額（一人当たり保険税額）の第1回シミュレーションについて」
 - ・ 現在の一人当たり保険税額は、「平成27年度における国民健康保険事業の実施状況報告について」の「様式6 保険料（税）決定状況等調」（平成28年度分）の数値から算定しています。
 - ・ 本来徴収すべき一人当たり保険税額は、市町村基礎ファイルで報告があった数値から算出しています。
（医療分、後期分は一般被保険者、介護分は一般+退職）
市町村基礎ファイルのNo. 102、No. 110、No. 112の合計額に被保者数で除して算出しています。

 - ・ 新制度一人当たり保険税では、各市町村の標準的な収納率を反映しています。

- 激変緩和措置については、資料7、8ページの本来徴収すべき一人当たり保険税と新制度一人当たり保険税との比較ではありません。この一人当たり保険税は、医療、後期、介護の保険税必要額の合計に一般被保険者数で除して算出しています。